

GW 清洲城にぎわいストリート出店注意事項

1. 出店者にあつては、所管する保健所の許可（食品営業許可・露店営業・移動販売）を所持・携帯すること
2. 事前に清須市観光協会へ納付された出店料については、雨天や荒天に関わらず返金はない
なお、台風や地震等災害時の清洲城臨時休館の際は、この限りではない
3. 食品衛生や提供飲食物に関する苦情、及び接客などサービスに関する苦情があつた場合、観光協会事務局で内容は受付けるが、その対応は出店者個々で行うこと
4. 清洲城敷地内出店場所については、清須市観光協会事務局が指定する場所とする
5. 営業に係る水道の使用については、清洲城敷地内はなのき広場の手洗い場等の使用を出店者に限り許可する
なお、屋外トイレ（六角トイレ）内の手洗い場については井戸水利用につき、飲料には適さないため、食品製造に関わる業務での使用を禁ずる
6. 移動店舗並びに仮設店舗（テント）での店頭自ら用意するゴミ箱を持参し、用意すること
また、店舗営業や食品製造のために発生したゴミは、全て持ち帰ること
なお、主催が用意した可燃ごみ箱については、この限りでない
7. 店舗のための移動販売車以外の車輛は、来場者優先の観点から別紙指定駐車場に限り駐車を許可する
なお、指定場所以外の駐車車輛を発見した場合は、今後の出店は許可しないものとし、納付済みの出店料は返金しないものとする
8. 清洲城敷地内はなのき広場への出店準備や移動販売者の進入については、別紙指定場所から歩行者に注意を払いながら、最徐行と複数の職員での誘導を行うこと
なお、進入指定場所の車止め（ボラード）については、出店者各自で取外しや戻し作業をお願いします。
9. 営業時間は、清洲城天主閣営業時間（17時まで）とし、清洲城敷地からの移動販売車や機材搬出のための車輛は17時15分迄に搬出を終了すること